

(平成23年8月10日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認愛媛地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	37 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	35 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
厚生年金関係	6 件

第1 委員会の結論

申立人の平成7年10月から8年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年10月から8年3月まで
年金事務所に、年金の加入記録について照会したところ、申立期間について、国民年金保険料が未納となっていることが分かった。

しかし、国民年金加入期間について、母親が私の国民年金保険料を全て納付しており、弟の保険料も母親が全て納付し、完納とされているのに、私の保険料のみ未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は6か月と短期間である上、申立人の母親は、申立期間を除く申立人の国民年金加入期間について、国民年金保険料を全て納付しているとともに、自身の加入期間について、全て第3号被保険者として加入し、申立人の弟及び姉の保険料を完納していることから、保険料の納付意識が高かったものと考えられる。

また、申立人の母親は、申立人及びその弟の国民年金保険料を同時期に納付していたと主張しているところ、オンライン記録により、申立期間直前の平成7年4月から同年9月までの期間に係る申立人の弟の保険料を同年4月に、当該期間に係る申立人の保険料を同年6月に、それぞれ一括して現年度納付しており、申立期間に係る申立人の弟の保険料を同年10月に一括して現年度納付していることが確認でき、申立人の母親の納付意識の高さを踏まえると、申立期間に係る申立人の保険料のみが未納とされていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年10月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から49年3月まで

申立期間当時、両親と同居し、農業を営んでいた私は、国民年金の加入手続を失念していたが、22歳頃にA市から、国民年金が未加入である旨の連絡と、昭和48年1月まで遡って全ての国民年金保険料を一括して納付できる旨の案内文書が届いたため、両親と相談の上、母親が、同市B出張所で国民年金の加入手続を行うとともに、50年11月又は同年12月に、C組合（現在は、D組合）及びE郵便局又はF郵便局で、申立期間を含む48年1月から50年12月までの保険料を一括して納付したことを記憶しているので、申立期間について、保険料を納付したことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和48年10月から49年3月までについては、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について、国民年金保険料を全て納付しているとともに、申立人が保険料を一括納付したとする当時に同居していた両親は、国民年金加入期間について、いずれも保険料を全て納付しており、申立人及びその両親は、保険料の納付意識が高かったものと考えられる。

また、申立人は、申立期間を含む昭和48年1月から50年12月までの国民年金保険料を、母親がC組合及びE郵便局又はF郵便局で一括納付したと主張しているところ、D組合は、「当時、申立人が居住する地区にC組合は存在し、A市の指定金融機関であった。」、E郵便局は、「当該地区にいずれの郵便局も存在し、窓口で保険料を過年度納付することは可能であった。」とそれぞれ回答している上、A市の国民年金被保険者名簿を見ると、申立人は、50年11月27日に、申立期間直前の48年1月から同年3月までの保険

料、及び申立期間直後の 49 年 4 月から 50 年 3 月までの保険料を一括納付し、同年 11 月 30 日に、同年 4 月から同年 12 月までの保険料を一括納付していることが確認でき、申立人及びその両親の納付意識の高さを踏まえると、保険料を一括納付した時点では、申立期間のうち、48 年 10 月から 49 年 3 月までの保険料について過年度納付が可能であったにもかかわらず、これを納付しなかったとするのは不自然である。

一方、申立期間のうち、昭和 48 年 4 月から同年 9 月までについては、A 市の国民年金被保険者名簿を見ると、資格取得欄の受付年月日が 50 年 11 月 19 日、資格取得年月日が 48 年*月*日と記載されていることから、申立人の母親は、50 年 11 月に申立人の国民年金の加入手続を行い、48 年*月に遡って被保険者資格を取得したものと推認されるが、国民年金の加入手続を行った時点では、時効により国民年金保険料を過年度納付できない期間である上、特例納付の納付可能期間にも該当しないことから、申立人の母親は、当該期間に係る申立人の保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人の母親が、申立期間のうち、昭和 48 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料を一括納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 48 年 10 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日、及びB社における資格取得日に係る記録を昭和38年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年9月21日から同年10月21日まで
ねんきん定期便により、A社からB社に転籍した頃の厚生年金保険の記録が無いことが分かった。
申立期間当時、B社とその関連会社に継続して勤務していたことは確かなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の同僚の証言から、申立人は、申立期間において、A社及びB社に継続して勤務していたことが推認できる。

また、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録によると、申立人の被保険者資格取得日は、昭和38年10月21日となっており、同社から提出された申立人の従業員名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書並びに厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿によると、申立人の被保険者資格取得日は、同年10月1日となっていることが確認できることから、同社は、同日付けで申立人の被保険者資格取得届を社会保険事務所（当時）に提出したものと考えられる。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている従業員のうち、オンライン記録により、同社とB社との間で異動が確認できる15人（申立人を含む。）について、厚生年金保険の被保険者記録の継続状

況を確認したところ、15 人のうち 12 人は、被保険者記録が継続している上、連絡が取れた複数の従業員は、申立人と同様に、「会社の命令で転籍が行われ、勤務地は変更したが、継続して勤務していた。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、昭和 38 年 10 月 1 日に B 社に転籍するまでの期間について、A 社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和 38 年 8 月の社会保険事務所の記録から、2 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A 社は、既に適用事業所ではなくなっており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、平成10年4月から同年9月までは26万円、同年10月及び同年11月は24万円、同年12月は26万円、11年1月は24万円、同年2月から同年4月までは26万円、同年5月及び同年6月は24万円、同年7月は26万円、同年8月は24万円、同年9月は28万円、同年10月は26万円、同年11月は24万円、同年12月は26万円、12年1月及び同年2月は24万円、同年3月は26万円、同年4月から同年12月までは22万円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年4月1日から13年1月26日まで

A社に勤務していた申立期間について、オンライン記録の標準報酬月額が、実際の給与支給額よりも低くなっていることが分かった。

給料支払明細書を提出するので、申立期間について、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人から提出された給料支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額から、平成10年4月から同年9月までは26万円、同年10月及び同年11月は24万

円、同年12月は26万円、11年1月は24万円、同年2月から同年4月までは26万円、同年5月及び同年6月は24万円、同年7月は26万円、同年8月は24万円、同年9月は28万円、同年10月は26万円、同年11月は24万円、同年12月は26万円、12年1月及び同年2月は24万円、同年3月は26万円、同年4月から同年12月までは22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立てどおりの届出は行っておらず、保険料も納付していないとして誤りを認めていることから、事業主は、申立人に係る給料支払明細書において確認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

愛媛厚生年金 事案 907

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和50年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年2月22日から同年3月1日まで

申立期間は、A社C工場から同社D工場に転勤した時期であるが、厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。

申立期間当時の給料明細書を保管しており、厚生年金保険料が控除されているので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社に係る異動の通知書及び給料明細書、並びにB社から提出された昭和50年2月21日付けの組織機構の改正に伴う異動状況等が記載された資料、並びに雇用保険の記録から、申立人は、A社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人のA社C工場から同社D工場への異動日については、上記通知書では、昭和50年2月21日付けとされているものの、申立人から提出された同年2月の給料明細書を見ると、労働日数が22日と記載されており、発令日以降の同社C工場での勤務実態がうかがわれる上、B社は、「申立期間当時、月の途中で当社C工場からD工場に転勤する場合、異動月の給与は、C工場で全額支給され、厚生年金保険料も当月控除されていたと思う。」と回答していることから、実際の転勤日は、同年3月1日であったと考えられ、

A社における資格喪失日を同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和50年2月の給料明細書の保険料控除額から、9万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、A社に係る異動の通知書には、昭和50年2月21日に同社D工場への異動が発令された旨の記載があり、また、発令日の翌日である同年2月22日は、社会保険事務所（当時）では知り得ない日付であることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

愛媛厚生年金 事案 908

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和41年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年2月28日から同年3月1日まで
昭和37年4月から59年9月までA社で継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間において、厚生年金保険被保険者期間に空白がある。
申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された辞令簿（写）、回答書及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人が同社に継続して勤務（昭和41年3月1日にA社C部D支店から同社E事業所に異動）し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、A社における申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている昭和40年10月の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立期間当時の資料を既に廃棄しているため不明としているものの、事業主が資格喪失日を昭和41年3月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年2月28日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

愛媛厚生年金 事案 909

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①から⑨までに係る標準賞与額の記録については、平成15年8月5日は48万5,000円、同年12月22日は53万5,000円、16年8月5日は60万円、同年12月20日は58万5,000円、17年7月25日は85万円、同年12月15日は82万9,000円、18年8月4日は85万円、同年12月20日は83万円及び19年8月4日は82万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月5日
② 平成15年12月22日
③ 平成16年8月5日
④ 平成16年12月20日
⑤ 平成17年7月25日
⑥ 平成17年12月15日
⑦ 平成18年8月4日
⑧ 平成18年12月20日
⑨ 平成19年8月4日

申立期間に支払われた賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無いので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与等賃金台帳（写）及び給与所得に対する所得税源泉徴収簿（写）により、申立人は、申立期間①から⑨までに係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料

額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①から⑨までの標準賞与額については、前述の賞与等賃金台帳（写）及び給与所得に対する所得税源泉徴収簿（写）において確認できる賞与支給額及び厚生年金保険料控除額から、平成 15 年 8 月 5 日は 48 万 5,000 円、同年 12 月 22 日は 53 万 5,000 円、16 年 8 月 5 日は 60 万円、同年 12 月 20 日は 58 万 5,000 円、17 年 7 月 25 日は 85 万円、同年 12 月 15 日は 82 万 9,000 円、18 年 8 月 4 日は 85 万円、同年 12 月 20 日は 83 万円及び 19 年 8 月 4 日は 82 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立期間①から⑨までの賞与に係る保険料を源泉控除していたにもかかわらず、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の提出を失念していたことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

愛媛厚生年金 事案 910

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①から⑨までに係る標準賞与額の記録については、平成15年8月5日及び同年12月22日は35万円、16年8月5日は30万円、同年12月20日は29万3,000円、17年7月25日は35万円、同年12月15日は43万9,000円、18年8月4日は45万円、同年12月20日は44万円及び19年8月4日は53万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月5日
② 平成15年12月22日
③ 平成16年8月5日
④ 平成16年12月20日
⑤ 平成17年7月25日
⑥ 平成17年12月15日
⑦ 平成18年8月4日
⑧ 平成18年12月20日
⑨ 平成19年8月4日

申立期間に支払われた賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無いので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与等賃金台帳（写）及び給与所得に対する所得税源泉徴収簿（写）により、申立人は、申立期間①から⑨までに係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料

額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①から⑨までの標準賞与額については、前述の賞与等賃金台帳（写）及び給与所得に対する所得税源泉徴収簿（写）において確認できる賞与支給額及び厚生年金保険料控除額から、平成15年8月5日及び同年12月22日は35万円、16年8月5日は30万円、同年12月20日は29万3,000円、17年7月25日は35万円、同年12月15日は43万9,000円、18年8月4日は45万円、同年12月20日は44万円及び19年8月4日は53万7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立期間①から⑨までの賞与に係る保険料を源泉控除していたにもかかわらず、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の提出を失念していたことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

愛媛厚生年金 事案 911

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①から③までに係る標準賞与額の記録については、平成18年8月4日は25万円、同年12月20日は31万3,000円及び19年8月4日は32万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年8月4日
② 平成18年12月20日
③ 平成19年8月4日

申立期間に支払われた賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無いので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与等賃金台帳（写）及び給与所得に対する所得税源泉徴収簿（写）により、申立人は、申立期間①から③までに係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①から③までの標準賞与額については、前述の賞与等賃金台帳（写）及び給与所得に対する所得税源泉徴収簿（写）において確認できる賞与支給額及び厚生年金保険料控除額から、平成18年8月4日は25万円、同年12月20日は31万3,000円及び19年8月4日は32万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につい

ては、事業主は申立期間①から③までの賞与に係る保険料を源泉控除していたにもかかわらず、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の提出を失念していたことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①から⑨までに係る標準賞与額の記録については、平成15年8月5日は29万5,000円、同年12月22日及び16年8月5日は31万円、同年12月20日は31万2,000円、17年7月25日は34万円、同年12月15日は36万1,000円、18年8月4日は37万円、同年12月20日は36万2,000円及び19年8月4日は34万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 8 月 5 日
② 平成 15 年 12 月 22 日
③ 平成 16 年 8 月 5 日
④ 平成 16 年 12 月 20 日
⑤ 平成 17 年 7 月 25 日
⑥ 平成 17 年 12 月 15 日
⑦ 平成 18 年 8 月 4 日
⑧ 平成 18 年 12 月 20 日
⑨ 平成 19 年 8 月 4 日

申立期間に支払われた賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無いので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与等賃金台帳（写）及び給与所得に対する所得税源泉徴収簿（写）により、申立人は、申立期間①から⑨までに係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料

額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①から⑨までの標準賞与額については、前述の賞与等賃金台帳（写）及び給与所得に対する所得税源泉徴収簿（写）において確認できる賞与支給額及び厚生年金保険料控除額から、平成 15 年 8 月 5 日は 29 万 5,000 円、同年 12 月 22 日及び 16 年 8 月 5 日は 31 万円、同年 12 月 20 日は 31 万 2,000 円、17 年 7 月 25 日は 34 万円、同年 12 月 15 日は 36 万 1,000 円、18 年 8 月 4 日は 37 万円、同年 12 月 20 日は 36 万 2,000 円及び 19 年 8 月 4 日は 34 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立期間①から⑨までの賞与に係る保険料を源泉控除していたにもかかわらず、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の提出を失念していたことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①から⑨までに係る標準賞与額の記録については、平成15年8月5日は19万円、同年12月22日及び16年8月5日は20万円、同年12月20日は21万5,000円、17年7月25日は24万円、同年12月15日は26万4,000円、18年8月4日は27万円、並びに同年12月20日及び19年8月4日は26万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月5日
② 平成15年12月22日
③ 平成16年8月5日
④ 平成16年12月20日
⑤ 平成17年7月25日
⑥ 平成17年12月15日
⑦ 平成18年8月4日
⑧ 平成18年12月20日
⑨ 平成19年8月4日

申立期間に支払われた賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無いので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与等賃金台帳（写）及び給与所得に対する所得税源泉徴収簿（写）により、申立人は、申立期間①から⑨までに係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料

額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①から⑨までの標準賞与額については、前述の賞与等賃金台帳（写）及び給与所得に対する所得税源泉徴収簿（写）において確認できる賞与支給額及び厚生年金保険料控除額から、平成 15 年 8 月 5 日は 19 万円、同年 12 月 22 日及び 16 年 8 月 5 日は 20 万円、同年 12 月 20 日は 21 万 5,000 円、17 年 7 月 25 日は 24 万円、同年 12 月 15 日は 26 万 4,000 円、18 年 8 月 4 日は 27 万円、並びに同年 12 月 20 日及び 19 年 8 月 4 日は 26 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立期間①から⑨までの賞与に係る保険料を源泉控除していたにもかかわらず、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の提出を失念していたことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

愛媛厚生年金 事案 914

第1 委員会の結論

申立人の平成 15 年 8 月 5 日に係る標準賞与額の記録については、17 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 8 月 5 日

申立期間に支払われた賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無いので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された給与所得に対する所得税源泉徴収簿（写）により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、前述の給与所得に対する所得税源泉徴収簿（写）において確認できる賞与支給額及び厚生年金保険料控除額から、17 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立期間の賞与に係る保険料を源泉控除していたにもかかわらず、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の提出を失念していたことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①から⑨までに係る標準賞与額の記録については、平成15年8月5日、同年12月22日及び16年8月5日は45万円、同年12月20日は45万9,000円、17年7月25日は50万円、同年12月15日は53万7,000円、18年8月4日は55万円、同年12月20日は54万7,000円及び19年8月4日は53万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 8 月 5 日
② 平成 15 年 12 月 22 日
③ 平成 16 年 8 月 5 日
④ 平成 16 年 12 月 20 日
⑤ 平成 17 年 7 月 25 日
⑥ 平成 17 年 12 月 15 日
⑦ 平成 18 年 8 月 4 日
⑧ 平成 18 年 12 月 20 日
⑨ 平成 19 年 8 月 4 日

申立期間に支払われた賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無いので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与等賃金台帳（写）及び給与所得に対する所得税源泉徴収簿（写）により、申立人は、申立期間①から⑨までに係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料

額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①から⑨までの標準賞与額については、前述の賞与等賃金台帳（写）及び給与所得に対する所得税源泉徴収簿（写）において確認できる賞与支給額及び厚生年金保険料控除額から、平成15年8月5日、同年12月22日及び16年8月5日は45万円、同年12月20日は45万9,000円、17年7月25日は50万円、同年12月15日は53万7,000円、18年8月4日は55万円、同年12月20日は54万7,000円及び19年8月4日は53万7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立期間①から⑨までの賞与に係る保険料を源泉控除していたにもかかわらず、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の提出を失念していたことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①から⑨までに係る標準賞与額の記録については、平成15年8月5日は29万円、同年12月22日は32万円、16年8月5日は33万円、同年12月20日は34万2,000円、17年7月25日は37万円、同年12月15日は39万1,000円、18年8月4日は40万円、同年12月20日は44万円及び19年8月4日は43万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月5日
② 平成15年12月22日
③ 平成16年8月5日
④ 平成16年12月20日
⑤ 平成17年7月25日
⑥ 平成17年12月15日
⑦ 平成18年8月4日
⑧ 平成18年12月20日
⑨ 平成19年8月4日

申立期間に支払われた賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無いので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与等賃金台帳（写）及び給与所得に対する所得税源泉徴収簿（写）により、申立人は、申立期間①から⑨までに係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料

額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①から⑨までの標準賞与額については、前述の賞与等賃金台帳（写）及び給与所得に対する所得税源泉徴収簿（写）において確認できる賞与支給額及び厚生年金保険料控除額から、平成 15 年 8 月 5 日は 29 万円、同年 12 月 22 日は 32 万円、16 年 8 月 5 日は 33 万円、同年 12 月 20 日は 34 万 2,000 円、17 年 7 月 25 日は 37 万円、同年 12 月 15 日は 39 万 1,000 円、18 年 8 月 4 日は 40 万円、同年 12 月 20 日は 44 万円及び 19 年 8 月 4 日は 43 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立期間①から⑨までの賞与に係る保険料を源泉控除していたにもかかわらず、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の提出を失念していたことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

愛媛厚生年金 事案 917

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①から⑨までに係る標準賞与額の記録については、平成15年8月5日及び同年12月22日は38万円、16年8月5日は39万円、同年12月20日は38万1,000円、17年7月25日及び同年12月15日は40万円、18年8月4日及び同年12月20日は41万円、並びに19年8月4日は40万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 8 月 5 日
② 平成 15 年 12 月 22 日
③ 平成 16 年 8 月 5 日
④ 平成 16 年 12 月 20 日
⑤ 平成 17 年 7 月 25 日
⑥ 平成 17 年 12 月 15 日
⑦ 平成 18 年 8 月 4 日
⑧ 平成 18 年 12 月 20 日
⑨ 平成 19 年 8 月 4 日

申立期間に支払われた賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無いので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与等賃金台帳（写）及び給与所得に対する所得税源泉徴収簿（写）により、申立人は、申立期間①から⑨までに係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料

額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①から⑨までの標準賞与額については、前述の賞与等賃金台帳（写）及び給与所得に対する所得税源泉徴収簿（写）において確認できる賞与支給額及び厚生年金保険料控除額から、平成15年8月5日及び同年12月22日は38万円、16年8月5日は39万円、同年12月20日は38万1,000円、17年7月25日及び同年12月15日は40万円、18年8月4日及び同年12月20日は41万円、並びに19年8月4日は40万1,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立期間①から⑨までの賞与に係る保険料を源泉控除していたにもかかわらず、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の提出を失念していたことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①から⑨までに係る標準賞与額の記録については、平成15年8月5日は23万円、同年12月22日は26万円、16年8月5日は29万円、同年12月20日は31万2,000円、17年7月25日は34万円、同年12月15日は35万2,000円、18年8月4日は37万円、同年12月20日は37万1,000円及び19年8月4日は38万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 8 月 5 日
② 平成 15 年 12 月 22 日
③ 平成 16 年 8 月 5 日
④ 平成 16 年 12 月 20 日
⑤ 平成 17 年 7 月 25 日
⑥ 平成 17 年 12 月 15 日
⑦ 平成 18 年 8 月 4 日
⑧ 平成 18 年 12 月 20 日
⑨ 平成 19 年 8 月 4 日

申立期間に支払われた賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無いので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与等賃金台帳（写）及び給与所得に対する所得税源泉徴収簿（写）により、申立人は、申立期間①から⑨までに係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料

額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①から⑨までの標準賞与額については、前述の賞与等賃金台帳（写）及び給与所得に対する所得税源泉徴収簿（写）において確認できる賞与支給額及び厚生年金保険料控除額から、平成 15 年 8 月 5 日は 23 万円、同年 12 月 22 日は 26 万円、16 年 8 月 5 日は 29 万円、同年 12 月 20 日は 31 万 2,000 円、17 年 7 月 25 日は 34 万円、同年 12 月 15 日は 35 万 2,000 円、18 年 8 月 4 日は 37 万円、同年 12 月 20 日は 37 万 1,000 円及び 19 年 8 月 4 日は 38 万 1,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立期間①から⑨までの賞与に係る保険料を源泉控除していたにもかかわらず、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の提出を失念していたことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①から⑨までに係る標準賞与額の記録については、平成15年8月5日は28万円、同年12月22日は31万円、16年8月5日は34万円、同年12月20日は36万1,000円、17年7月25日は39万円、同年12月15日は41万円、18年8月4日及び同年12月20日は44万円、並びに19年8月4日は45万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月5日
② 平成15年12月22日
③ 平成16年8月5日
④ 平成16年12月20日
⑤ 平成17年7月25日
⑥ 平成17年12月15日
⑦ 平成18年8月4日
⑧ 平成18年12月20日
⑨ 平成19年8月4日

申立期間に支払われた賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無いので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与等賃金台帳（写）及び給与所得に対する所得税源泉徴収簿（写）により、申立人は、申立期間①から⑨までに係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料

額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①から⑨までの標準賞与額については、前述の賞与等賃金台帳（写）及び給与所得に対する所得税源泉徴収簿（写）において確認できる賞与支給額及び厚生年金保険料控除額から、平成 15 年 8 月 5 日は 28 万円、同年 12 月 22 日は 31 万円、16 年 8 月 5 日は 34 万円、同年 12 月 20 日は 36 万 1,000 円、17 年 7 月 25 日は 39 万円、同年 12 月 15 日は 41 万円、18 年 8 月 4 日及び同年 12 月 20 日は 44 万円、並びに 19 年 8 月 4 日は 45 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立期間①から⑨までの賞与に係る保険料を源泉控除していたにもかかわらず、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の提出を失念していたことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①から⑥までに係る標準賞与額の記録については、平成16年12月20日は11万7,000円、17年7月25日は18万5,000円、同年12月15日は23万円、18年8月4日は26万円、並びに同年12月20日及び19年8月4日は29万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和56年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月20日
② 平成17年7月25日
③ 平成17年12月15日
④ 平成18年8月4日
⑤ 平成18年12月20日
⑥ 平成19年8月4日

申立期間に支払われた賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無いので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与等賃金台帳（写）及び給与所得に対する所得税源泉徴収簿（写）により、申立人は、申立期間①から⑥までに係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①から⑥までの標準賞与額については、前述の賞与等賃金台帳（写）及び給与所得に対する所得税源泉徴収簿（写）において確

認できる賞与支給額及び厚生年金保険料控除額から、平成16年12月20日は11万7,000円、17年7月25日は18万5,000円、同年12月15日は23万円、18年8月4日は26万円、並びに同年12月20日及び19年8月4日は29万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立期間①から⑥までの賞与に係る保険料を源泉控除していたにもかかわらず、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の提出を失念していたことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

愛媛厚生年金 事案 921

第1 委員会の結論

申立人の平成 19 年 8 月 4 日に係る標準賞与額の記録については、14 万 7,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 52 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 8 月 4 日

申立期間に支払われた賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無いので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与等賃金台帳（写）及び給与所得に対する所得税源泉徴収簿（写）により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、前述の賞与等賃金台帳（写）及び給与所得に対する所得税源泉徴収簿（写）において確認できる賞与支給額及び厚生年金保険料控除額から、14 万 7,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立期間の賞与に係る保険料を源泉控除していたにもかかわらず、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の提出を失念していたことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

愛媛厚生年金 事案 922

第1 委員会の結論

申立人の平成 19 年 8 月 4 日に係る標準賞与額の記録については、9 万 8,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 59 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 8 月 4 日

申立期間に支払われた賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無いので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与等賃金台帳（写）及び給与所得に対する所得税源泉徴収簿（写）により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、前述の賞与等賃金台帳（写）及び給与所得に対する所得税源泉徴収簿（写）において確認できる賞与支給額及び厚生年金保険料控除額から、9 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立期間の賞与に係る保険料を源泉控除していたにもかかわらず、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の提出を失念していたことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①から⑨までに係る標準賞与額の記録については、平成15年8月5日は37万5,000円、同年12月22日は40万円、16年8月5日は42万円、同年12月20日は42万9,000円、17年7月25日は48万円、同年12月15日は53万7,000円、18年8月4日は55万円、同年12月20日は55万7,000円及び19年8月4日は53万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月5日
② 平成15年12月22日
③ 平成16年8月5日
④ 平成16年12月20日
⑤ 平成17年7月25日
⑥ 平成17年12月15日
⑦ 平成18年8月4日
⑧ 平成18年12月20日
⑨ 平成19年8月4日

申立期間に支払われた賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無いので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与等賃金台帳（写）及び給与所得に対する所得税源泉徴収簿（写）により、申立人は、申立期間①から⑨までに係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料

額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①から⑨までの標準賞与額については、前述の賞与等賃金台帳（写）及び給与所得に対する所得税源泉徴収簿（写）において確認できる賞与支給額及び厚生年金保険料控除額から、平成 15 年 8 月 5 日は 37 万 5,000 円、同年 12 月 22 日は 40 万円、16 年 8 月 5 日は 42 万円、同年 12 月 20 日は 42 万 9,000 円、17 年 7 月 25 日は 48 万円、同年 12 月 15 日は 53 万 7,000 円、18 年 8 月 4 日は 55 万円、同年 12 月 20 日は 55 万 7,000 円及び 19 年 8 月 4 日は 53 万 7,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立期間①から⑨までの賞与に係る保険料を源泉控除していたにもかかわらず、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の提出を失念していたことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①から⑨までに係る標準賞与額の記録については、平成15年8月5日は27万円、同年12月22日及び16年8月5日は30万円、同年12月20日は32万2,000円、17年7月25日は35万円、同年12月15日は40万円、18年8月4日は41万円、並びに同年12月20日及び19年8月4日は44万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月5日
② 平成15年12月22日
③ 平成16年8月5日
④ 平成16年12月20日
⑤ 平成17年7月25日
⑥ 平成17年12月15日
⑦ 平成18年8月4日
⑧ 平成18年12月20日
⑨ 平成19年8月4日

申立期間に支払われた賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無いので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与等賃金台帳（写）及び給与所得に対する所得税源泉徴収簿（写）により、申立人は、申立期間①から⑨までに係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料

額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①から⑨までの標準賞与額については、前述の賞与等賃金台帳（写）及び給与所得に対する所得税源泉徴収簿（写）において確認できる賞与支給額及び厚生年金保険料控除額から、平成 15 年 8 月 5 日は 27 万円、同年 12 月 22 日及び 16 年 8 月 5 日は 30 万円、同年 12 月 20 日は 32 万 2,000 円、17 年 7 月 25 日は 35 万円、同年 12 月 15 日は 40 万円、18 年 8 月 4 日は 41 万円、並びに同年 12 月 20 日及び 19 年 8 月 4 日は 44 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立期間①から⑨までの賞与に係る保険料を源泉控除していたにもかかわらず、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の提出を失念していたことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①から⑥までに係る標準賞与額の記録については、平成16年12月20日は24万4,000円、17年7月25日は40万円、同年12月15日は44万9,000円、18年8月4日は46万円、並びに同年12月20日及び19年8月4日は45万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月20日
② 平成17年7月25日
③ 平成17年12月15日
④ 平成18年8月4日
⑤ 平成18年12月20日
⑥ 平成19年8月4日

申立期間に支払われた賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無いので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与等賃金台帳（写）及び給与所得に対する所得税源泉徴収簿（写）により、申立人は、申立期間①から⑥までに係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①から⑥までの標準賞与額については、前述の賞与等賃金台帳（写）及び給与所得に対する所得税源泉徴収簿（写）において確

認できる賞与支給額及び厚生年金保険料控除額から、平成16年12月20日は24万4,000円、17年7月25日は40万円、同年12月15日は44万9,000円、18年8月4日は46万円、並びに同年12月20日及び19年8月4日は45万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立期間①から⑥までの賞与に係る保険料を源泉控除していたにもかかわらず、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の提出を失念していたことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①から⑨までに係る標準賞与額の記録については、平成15年8月5日は16万円、同年12月22日は18万円、16年8月5日は17万円、同年12月20日は18万1,000円、17年7月25日は21万円、同年12月15日は26万4,000円、18年8月4日は27万円、並びに同年12月20日及び19年8月4日は28万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 54 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 8 月 5 日
② 平成 15 年 12 月 22 日
③ 平成 16 年 8 月 5 日
④ 平成 16 年 12 月 20 日
⑤ 平成 17 年 7 月 25 日
⑥ 平成 17 年 12 月 15 日
⑦ 平成 18 年 8 月 4 日
⑧ 平成 18 年 12 月 20 日
⑨ 平成 19 年 8 月 4 日

申立期間に支払われた賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無いので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与等賃金台帳（写）及び給与所得に対する所得税源泉徴収簿（写）により、申立人は、申立期間①から⑨までに係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料

額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①から⑨までの標準賞与額については、前述の賞与等賃金台帳（写）及び給与所得に対する所得税源泉徴収簿（写）において確認できる賞与支給額及び厚生年金保険料控除額から、平成 15 年 8 月 5 日は 16 万円、同年 12 月 22 日は 18 万円、16 年 8 月 5 日は 17 万円、同年 12 月 20 日は 18 万 1,000 円、17 年 7 月 25 日は 21 万円、同年 12 月 15 日は 26 万 4,000 円、18 年 8 月 4 日は 27 万円、並びに同年 12 月 20 日及び 19 年 8 月 4 日は 28 万 3,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立期間①から⑨までの賞与に係る保険料を源泉控除していたにもかかわらず、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の提出を失念していたことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①から③までに係る標準賞与額の記録については、平成17年7月25日は5万円、同年12月15日は14万7,000円及び18年8月4日は15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 59 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 17 年 7 月 25 日
② 平成 17 年 12 月 15 日
③ 平成 18 年 8 月 4 日

申立期間に支払われた賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無いので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与等賃金台帳（写）及び給与所得に対する所得税源泉徴収簿（写）により、申立人は、申立期間①から③までに係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①から③までの標準賞与額については、前述の賞与等賃金台帳（写）及び給与所得に対する所得税源泉徴収簿（写）において確認できる賞与支給額及び厚生年金保険料控除額から、平成17年7月25日は5万円、同年12月15日は14万7,000円及び18年8月4日は15万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につい

ては、事業主は申立期間①から③までの賞与に係る保険料を源泉控除していたにもかかわらず、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の提出を失念していたことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①及び②に係る標準賞与額の記録については、平成18年12月20日は24万4,000円及び19年8月4日は27万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和57年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年12月20日
② 平成19年8月4日

申立期間に支払われた賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無いので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与等賃金台帳（写）及び給与所得に対する所得税源泉徴収簿（写）により、申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①及び②の標準賞与額については、前述の賞与等賃金台帳（写）及び給与所得に対する所得税源泉徴収簿（写）において確認できる賞与支給額及び厚生年金保険料控除額から、平成18年12月20日は24万4,000円及び19年8月4日は27万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立期間①及び②の賞与に係る保険料を源泉控除していたにもかかわらず、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の提出を失念していたことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

愛媛厚生年金 事案 929

第1 委員会の結論

申立人の平成 19 年 8 月 4 日に係る標準賞与額の記録については、9 万 8,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 60 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 8 月 4 日

申立期間に支払われた賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無いので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与等賃金台帳（写）及び給与所得に対する所得税源泉徴収簿（写）により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、前述の賞与等賃金台帳（写）及び給与所得に対する所得税源泉徴収簿（写）において確認できる賞与支給額及び厚生年金保険料控除額から、9 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立期間の賞与に係る保険料を源泉控除していたにもかかわらず、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の提出を失念していたことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①から⑨までに係る標準賞与額の記録については、平成15年8月5日は32万円、同年12月22日は35万円、16年8月5日は37万円、同年12月20日は36万1,000円、17年7月25日は38万円、同年12月15日は38万1,000円、18年8月4日は39万円、同年12月20日は41万円及び19年8月4日は45万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月5日
② 平成15年12月22日
③ 平成16年8月5日
④ 平成16年12月20日
⑤ 平成17年7月25日
⑥ 平成17年12月15日
⑦ 平成18年8月4日
⑧ 平成18年12月20日
⑨ 平成19年8月4日

申立期間に支払われた賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無いので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与等賃金台帳（写）及び給与所得に対する所得税源泉徴収簿（写）により、申立人は、申立期間①から⑨までに係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料

額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①から⑨までの標準賞与額については、前述の賞与等賃金台帳（写）及び給与所得に対する所得税源泉徴収簿（写）において確認できる賞与支給額及び厚生年金保険料控除額から、平成 15 年 8 月 5 日は 32 万円、同年 12 月 22 日は 35 万円、16 年 8 月 5 日は 37 万円、同年 12 月 20 日は 36 万 1,000 円、17 年 7 月 25 日は 38 万円、同年 12 月 15 日は 38 万 1,000 円、18 年 8 月 4 日は 39 万円、同年 12 月 20 日は 41 万円及び 19 年 8 月 4 日は 45 万 9,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立期間①から⑨までの賞与に係る保険料を源泉控除していたにもかかわらず、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の提出を失念していたことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①から⑦までに係る標準賞与額の記録については、平成16年8月5日は5万円、同年12月20日は13万7,000円、17年7月25日は16万円、同年12月15日は19万6,000円、18年8月4日は20万円、同年12月20日は17万6,000円及び19年8月4日は25万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 59 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 8 月 5 日
② 平成 16 年 12 月 20 日
③ 平成 17 年 7 月 25 日
④ 平成 17 年 12 月 15 日
⑤ 平成 18 年 8 月 4 日
⑥ 平成 18 年 12 月 20 日
⑦ 平成 19 年 8 月 4 日

申立期間に支払われた賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無いので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与等賃金台帳（写）及び給与所得に対する所得税源泉徴収簿（写）により、申立人は、申立期間①から⑦までに係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①から⑦までの標準賞与額については、前述の賞与等賃金台帳（写）及び給与所得に対する所得税源泉徴収簿（写）において確認できる賞与支給額及び厚生年金保険料控除額から、平成16年8月5日は5万円、同年12月20日は13万7,000円、17年7月25日は16万円、同年12月15日は19万6,000円、18年8月4日は20万円、同年12月20日は17万6,000円及び19年8月4日は25万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立期間①から⑦までの賞与に係る保険料を源泉控除していたにもかかわらず、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の提出を失念していたことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①から③までに係る標準賞与額の記録については、平成18年8月4日は10万円、同年12月20日は18万1,000円及び19年8月4日は19万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 58 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 18 年 8 月 4 日
② 平成 18 年 12 月 20 日
③ 平成 19 年 8 月 4 日

申立期間に支払われた賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無いので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与等賃金台帳（写）及び給与所得に対する所得税源泉徴収簿（写）により、申立人は、申立期間①から③までに係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①から③までの標準賞与額については、前述の賞与等賃金台帳（写）及び給与所得に対する所得税源泉徴収簿（写）において確認できる賞与支給額及び厚生年金保険料控除額から、平成18年8月4日は10万円、同年12月20日は18万1,000円及び19年8月4日は19万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につい

ては、事業主は申立期間①から③までの賞与に係る保険料を源泉控除していたにもかかわらず、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の提出を失念していたことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①から⑨までに係る標準賞与額の記録については、平成15年8月5日は52万円、同年12月22日は53万円、16年8月5日は68万円、同年12月20日は66万3,000円、17年7月25日は58万円、同年12月15日は56万6,000円、18年8月4日は58万円、並びに同年12月20日及び19年8月4日は58万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月5日
② 平成15年12月22日
③ 平成16年8月5日
④ 平成16年12月20日
⑤ 平成17年7月25日
⑥ 平成17年12月15日
⑦ 平成18年8月4日
⑧ 平成18年12月20日
⑨ 平成19年8月4日

申立期間に支払われた賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無いので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与等賃金台帳（写）及び給与所得に対する所得税源泉徴収簿（写）により、申立人は、申立期間①から⑨までに係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料

額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①から⑨までの標準賞与額については、前述の賞与等賃金台帳（写）及び給与所得に対する所得税源泉徴収簿（写）において確認できる賞与支給額及び厚生年金保険料控除額から、平成 15 年 8 月 5 日は 52 万円、同年 12 月 22 日は 53 万円、16 年 8 月 5 日は 68 万円、同年 12 月 20 日は 66 万 3,000 円、17 年 7 月 25 日は 58 万円、同年 12 月 15 日は 56 万 6,000 円、18 年 8 月 4 日は 58 万円、並びに同年 12 月 20 日及び 19 年 8 月 4 日は 58 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立期間①から⑨までの賞与に係る保険料を源泉控除していたにもかかわらず、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の提出を失念していたことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①から⑨までに係る標準賞与額の記録については、平成15年8月5日は23万円、同年12月22日は26万円、16年8月5日は33万円、同年12月20日は34万2,000円、17年7月25日は32万円、同年12月15日は31万3,000円、18年8月4日は32万円、同年12月20日は31万3,000円及び19年8月4日は32万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 54 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 8 月 5 日
② 平成 15 年 12 月 22 日
③ 平成 16 年 8 月 5 日
④ 平成 16 年 12 月 20 日
⑤ 平成 17 年 7 月 25 日
⑥ 平成 17 年 12 月 15 日
⑦ 平成 18 年 8 月 4 日
⑧ 平成 18 年 12 月 20 日
⑨ 平成 19 年 8 月 4 日

申立期間に支払われた賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無いので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与等賃金台帳（写）及び給与所得に対する所得税源泉徴収簿（写）により、申立人は、申立期間①から⑨までに係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料

額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①から⑨までの標準賞与額については、前述の賞与等賃金台帳（写）及び給与所得に対する所得税源泉徴収簿（写）において確認できる賞与支給額及び厚生年金保険料控除額から、平成 15 年 8 月 5 日は 23 万円、同年 12 月 22 日は 26 万円、16 年 8 月 5 日は 33 万円、同年 12 月 20 日は 34 万 2,000 円、17 年 7 月 25 日は 32 万円、同年 12 月 15 日は 31 万 3,000 円、18 年 8 月 4 日は 32 万円、同年 12 月 20 日は 31 万 3,000 円及び 19 年 8 月 4 日は 32 万 3,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立期間①から⑨までの賞与に係る保険料を源泉控除していたにもかかわらず、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の提出を失念していたことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①から③までに係る標準賞与額の記録については、平成18年8月4日は25万円、並びに同年12月20日及び19年8月4日は29万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年8月4日
② 平成18年12月20日
③ 平成19年8月4日

申立期間に支払われた賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無いので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与等賃金台帳（写）及び給与所得に対する所得税源泉徴収簿（写）により、申立人は、申立期間①から③までに係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①から③までの標準賞与額については、前述の賞与等賃金台帳（写）及び給与所得に対する所得税源泉徴収簿（写）において確認できる賞与支給額及び厚生年金保険料控除額から、平成18年8月4日は25万円、並びに同年12月20日及び19年8月4日は29万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につい

ては、事業主は申立期間①から③までの賞与に係る保険料を源泉控除していたにもかかわらず、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の提出を失念していたことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

愛媛厚生年金 事案 936

第1 委員会の結論

申立人の平成 19 年 8 月 4 日に係る標準賞与額の記録については、7 万 9,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 61 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 8 月 4 日

申立期間に支払われた賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無いので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与等賃金台帳（写）及び給与所得に対する所得税源泉徴収簿（写）により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、前述の賞与等賃金台帳（写）及び給与所得に対する所得税源泉徴収簿（写）において確認できる賞与支給額及び厚生年金保険料控除額から、7 万 9,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立期間の賞与に係る保険料を源泉控除していたにもかかわらず、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の提出を失念していたことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①から⑦までに係る標準賞与額の記録については、平成16年8月5日は35万円、同年12月20日は34万2,000円、17年7月25日は39万円、同年12月15日は38万1,000円、18年8月4日は50万円、同年12月20日及び19年8月4日は53万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年8月5日
② 平成16年12月20日
③ 平成17年7月25日
④ 平成17年12月15日
⑤ 平成18年8月4日
⑥ 平成18年12月20日
⑦ 平成19年8月4日

申立期間に支払われた賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無いので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与等賃金台帳（写）により、申立人は、申立期間①から⑦までに係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①から⑦までの標準賞与額については、前述の賞与

等賃金台帳（写）において確認できる賞与支給額及び厚生年金保険料控除額から、平成16年8月5日は35万円、同年12月20日は34万2,000円、17年7月25日は39万円、同年12月15日は38万1,000円、18年8月4日は50万円、同年12月20日及び19年8月4日は53万7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立期間①から⑦までの賞与に係る保険料を源泉控除していたにもかかわらず、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の提出を失念していたことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①から⑦までに係る標準賞与額の記録については、平成16年8月5日は7万円、同年12月20日及び17年7月25日は6万9,000円、同年12月15日は6万7,000円、18年8月4日は7万円、並びに同年12月20日及び19年8月4日は6万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年8月5日
② 平成16年12月20日
③ 平成17年7月25日
④ 平成17年12月15日
⑤ 平成18年8月4日
⑥ 平成18年12月20日
⑦ 平成19年8月4日

申立期間に支払われた賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無いので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与等賃金台帳（写）により、申立人は、申立期間①から⑦までに係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①から⑦までの標準賞与額については、前述の賞与

等賃金台帳（写）において確認できる賞与支給額及び厚生年金保険料控除額から、平成16年8月5日は7万円、同年12月20日及び17年7月25日は6万9,000円、同年12月15日は6万7,000円、18年8月4日は7万円、並びに同年12月20日及び19年8月4日は6万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立期間①から⑦までの賞与に係る保険料を源泉控除していたにもかかわらず、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の提出を失念していたことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

愛媛厚生年金 事案 939

第1 委員会の結論

申立人の平成 19 年 8 月 4 日に係る標準賞与額の記録については、14 万 7,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 8 月 4 日

申立期間に支払われた賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無いので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与等賃金台帳（写）により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、前述の賞与等賃金台帳（写）において確認できる賞与支給額及び厚生年金保険料控除額から、14 万 7,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立期間の賞与に係る保険料を源泉控除していたにもかかわらず、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の提出を失念していたことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

愛媛厚生年金 事案 940

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 11 月 1 日から 47 年 4 月 1 日まで
ねんきん特別便により、A社に勤務していた2回の期間のうち、申立期間について、厚生年金保険の加入期間となっていないことが分かった。
しかし、2回目に勤務していた期間には加入記録があるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に勤務していた同僚の証言から、期間は特定できないものの、申立期間当時、申立人は、同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の中に、申立人の氏名は見当たらず、健康保険被保険者番号に欠番も無い上、申立期間当時、同社から社会保険業務を委託されていた社会保険労務士事務所は、「申立期間当時の厚生年金保険被保険者資格取得届及び昭和 46 年度算定基礎届の中に、申立人の氏名は見当たらない。」と回答しているほか、両届に記載された被保険者番号及び氏名は、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿と一致していることが確認できる。

また、申立人、複数の同僚及び申立期間当時の事業主は、いずれも、申立期間当時の従業員数について、「多い時には 20 人から 30 人が勤務していた。」と供述しているところ、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間当時の被保険者数は、6人から12人の範囲内であり、申立人が記憶する同僚2人も、厚生年金保険に加入していなかったことが確認できることから、同社は、申立期間当時、従業員の一部を厚生年金保険に加入させていなかった可能性がうかがわれる。

さらに、A社は、昭和 51 年 1 月 27 日に厚生年金保険の適用事業所ではな

くなっている上、申立期間当時の事業主は、「厚生年金保険料の控除について、当時の資料が残っておらず、経理担当者に任せていたので、不明である。」と証言しており、申立期間当時の経理担当者も死亡していることから、当該期間当時の申立人に係る厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成11年12月21日から12年5月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人の申立期間のうち、平成12年5月1日から14年2月21日までの期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年12月21日から14年2月21日まで

A社に勤務していた時、役員報酬として80万円を受け取っていたが、ねんきん定期便により、申立期間の標準報酬月額が低く訂正されていることが分かった。

申立期間について、元の標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、平成11年12月21日から12年5月1日までの期間について、申立人は、厚生年金保険に加入した当初の11年12月21日から役員報酬は80万円であったと主張しているところ、A社の顧問社会保険労務士から提出された平成12年度の健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書によると、従前の標準報酬月額は26万円と記載されており、オンライン記録と一致していることが確認できる。

また、申立期間当時、A社の代表取締役であった申立人の夫は、申立人の役員報酬について、「厚生年金保険に加入した当初は25万円ぐらいだった。」と証言している上、オンライン記録では、当該期間に係る申立人の標準報酬月額が遡及して訂正された形跡は認められない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立期間のうち、平成11年12月21日から12年5月1日までの期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立期間のうち、平成12年5月1日から14年2月21日までの期間について、オンライン記録により、申立人の標準報酬月額は、当初、12年5月から同年9月までは26万円、同年10月から13年1月までは24万円、同年2月から14年1月までは62万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成14年2月21日）の翌日の同年2月22日付けで、12年5月から13年12月までは10万4,000円、14年1月は30万円に、遡って減額訂正されていることが確認できる。

しかしながら、申立人は、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった時、厚生年金保険料の滞納はほとんど無かったと主張しているところ、同社の滞納処分票により、同社は、平成13年2月から保険料を滞納しており、14年2月に同社が適用事業所でなくなった時には、5か月（平成13年5月分、同年6月分、同年8月分、同年12月分及び14年1月分）の保険料を滞納していたことが確認できる。

また、オンライン記録により、申立期間当時、A社の代表取締役であった申立人の夫も、平成12年3月から14年1月までの期間について、申立人と同様に標準報酬月額が遡って減額訂正されているが、申立人及びその夫の標準報酬月額の減額により生じた厚生年金保険料の差額は、前述の5か月の滞納保険料の合計額とおおむね一致している。

さらに、A社の商業登記簿謄本及び申立人の供述により、申立人は、申立期間当時、同社の取締役であることが確認できる上、申立人は、「経理及び社会保険事務を担当し、代表者印は、代表取締役であった夫と私の二人が管理していた。会社が破産した頃、社会保険事務所（当時）の職員が、主人と私の金額を変更した書類を持参したので、その書類に押印した記憶がある。」と供述しているほか、同社の破産管財人である法律事務所の担当事務員は、「申立人から、社会保険料を下げることで保険料を支払ったと聞いた記憶がある。」と証言していることから、申立人は、同社の取締役として社会保険事務に権限を有し、標準報酬月額の減額訂正処理に同意していたものと認められる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立期間のうち、平成12年5月1日から14年2月21日までの期間について、申立人は、A社の取締役として、自らの標準報酬月額の減額処理に同意しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、当該期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年10月6日から29年4月1日まで
ねんきん特別便を見ると、A組合B支所に2回勤務していた期間のうち、申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。
しかし、申立期間当時、A組合B支所に勤務していたことは確かであり、2回のうち最初の期間は、厚生年金保険の加入期間となっているので、申立期間についても、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C組合（昭和27年11月17日にA組合B支所の地区で設立登記されたもの）に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人が記憶する同僚2人は、申立期間当時、厚生年金保険に加入していたことが確認できる上、申立人が当該期間当時の勤務状況を具体的に記憶していることから、申立人は、当該期間当時、同組合に勤務していたことがうかがわれる。

しかしながら、C組合に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の中に、申立人の氏名は見当たらず、健康保険被保険者番号に欠番も無い上、A組合に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の中に、申立人が昭和24年8月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、26年2月1日に被保険者資格を喪失した記録以外に申立人の記録は見当たらない。

また、C組合に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間当時の被保険者数は、2人又は3人であり、申立人が記憶する同僚7人のうち、5人は、申立期間当時、厚生年金保険に加入していなかったことが確認できる上、申立期間後に同組合の総会において選任された監事は、「申立人に係る厚生年金保険の加入状況についての記憶は無いが、当時、厚生年金保険に加入していない臨時職員が勤務していた記憶がある。」と証言してい

ることから、同組合は、従業員の一部を厚生年金保険に加入させていなかった可能性がうかがわれる。

さらに、C組合は、昭和34年1月2日に適用事業所ではなくなっている上、申立期間当時の経理担当だったとされる組合長2人は、いずれも死亡していることから、申立期間当時の申立人に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛媛厚生年金 事案 943 (事案 823 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 8 月 21 日から同年 12 月 1 日まで

申立期間について、勤務していたA社(昭和 50 年 10 月 1 日にB事業所から事業所名変更)に係る厚生年金保険の加入記録が無いので第三者委員会に申し立てたが、認められなかった。

第三者委員会の判断理由に納得できないので、再度調査を行い、当該期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人は、B事業所に入社した昭和 48 年 2 月 8 日から申立期間直前の 50 年 8 月 21 日までの期間に係る脱退手当金について、同年 9 月に脱退手当金裁定請求書を提出し、社会保険事務所(当時)は、同年 10 月 30 日付けで当該脱退手当金の支給手続を行っていることが確認できる上、当該請求書に「被保険者でない」と記載されていることから、申立期間当時、申立人は、A社において厚生年金保険に加入していなかったことがうかがわれること、ii) 同社において、申立人の厚生年金保険料の控除について確認することができないこと、iii) 同社の元代表取締役の妻及び従業員から、申立人が申立期間において厚生年金保険に加入し、保険料を控除されていたことをうかがわせる証言を得ることはできないこと等から、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成 23 年*月*日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立てに当たって新たな資料や証言は無いが、上記通知に納得できないと主張しているところ、申立人の主張は委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない上、ほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛媛厚生年金 事案 944 (事案 849 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 2 月 8 日から 50 年 8 月 21 日まで
厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金を支給済みであるとの回答を受けた。

第三者委員会に申し立てたが、脱退手当金を受け取っていないとは認められないとの回答をもらった。

脱退手当金裁定請求書に記載されている文字は私の筆跡とは違っており、脱退手当金について、私が請求したものではなく、受け取ってもいないので、申立期間について、厚生年金の算定期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人に係る脱退手当金裁定請求書によると、当該請求書の住所欄には、申立人が居住していたとする申立期間当時の住所が記載されている上、昭和 50 年 9 月 8 日提出と記載された当該請求書は、同年 9 月 10 日付けで社会保険事務所(当時)が受け付けていることが確認できること、同事務所は、当該請求書の請求者の氏名及び押印欄が空欄であったため、当該請求書を二度にわたって返戻し、同欄に申立人の氏名が記載され、押印が行われた後の同年 9 月 30 日に再度受理していることが確認できること、ii) 申立人に係る厚生年金保険脱退手当金支給報告書によると、同事務所は、同年 10 月 30 日付けで、申立人に対し脱退手当金の支払手続を行っていることが確認できること、iii) 申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、当該支給報告書の金額とも一致しており、一連の事務処理に不自然さはない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらないこと等から、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給

していないものと認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成23年*月*日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は新たな資料等を提出することなく、「脱退手当金裁定請求書の筆跡は自分のものではない。」と主張しているが、仮に申立人に係る脱退手当金裁定請求書は申立人自身が記載したものではなかったとしても、社会保険事務所が申立人の脱退手当金に係る裁定請求書であると認識できるものであり、同事務所は当該請求書の届出に従い、申立人の脱退手当金に係る事務処理を適正に行っていることは、前回の審議において確認されており、当該主張をもって、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情があったとは認められない。

このほか、申立人が申立期間の脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 2 月 21 日から同年 8 月 31 日まで
A社については、昭和 41 年 7 月に賞与をもらい、同年 8 月に退社したことを覚えている。
申立期間において、A社で勤務したので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、「申立人が当社に在籍していたことは覚えているが、在籍期間については当時の資料は無く、不明である。」旨回答している上、申立期間当時の事業主及び事務担当者は既に死亡しており、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人が記憶するA社の同僚3人から聴取しても、申立人が申立期間に同社に在籍していたことについて具体的な証言を得ることができない。

さらに、申立人に係る雇用保険の記録によると、申立人は、昭和 41 年 2 月 20 日にA社を離職していることが確認でき、その記録は健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録と符合する上、同被保険者原票によると、申立人は、被保険者資格の喪失日（昭和 41 年 2 月 21 日）から 9 日後の同年 3 月 2 日に健康保険被保険者証を返納している記録が確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。